

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」



パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず
に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収 106 万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収 130 万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106 万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組（※）
を実施する企業に対し、
労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援をし
ます。

- （※）・社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
- ・賃上げによる基本給の増額
 - ・所定労働時間の延長

「130 万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主
がその旨を証明することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み
を作ります。



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで
示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

詳しくは、厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html) へ

お問い合わせ

年収の壁突破・総合相談窓口

フリーダイヤル：0120-030-045

（受付時間 平日 8：30～17：15）

【土日・祝日・年末年始（12/19～1/3）はご利用いただけません。】



年収の壁に関する
厚生労働省のウェブサイト



キャリアアップ助成金
社会保険適用時処遇改善コース
について

令和 5 年度 正副会長会議開催

（令和 5 年 12 月 13 日）

議題

- 1 令和 5 年度 事業実績と下半期事業計画について
- 2 令和 5 年度 業績予想と予算対比について
- 3 令和 6 年度 事業計画・予算について
- 4 その他

専門部会開催報告

第 5 回 事業部会

令和 5 年 12 月 14 日（木）、午後 3 時 30 分よりとしま産
業振興プラザ 1 階ミーティングルームにおいて開催。

議題

【出席者 5 名】

- 1 12月13日までに終了した事業報告
- 2 年度内の事業について
- 3 その他